

大阪府立青少年海洋センターの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

(第3版 R2.9.25)

大阪府立青少年海洋センター 指定管理者

ナンブフードサービス株式会社

特定非営利活動法人ナック

株式会社BSC・インターナショナル

1. はじめに

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「改正基本的対処方針」という。）において、事業者及び関係団体は今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとし、政府は専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言を行うこととなっています。

本ガイドラインは、改正基本的対処方針やこの方針を踏まえて作成されている業種別ガイドライン、さらには、大阪府の「感染拡大予防にかかる標準的対策」を基に、府立青少年海洋センターを再開するにあたっての基準や、再開後の感染拡大予防のための留意点についてまとめたものです。

なお、本ガイドラインは令和2年9月時点での最新の状況に基づき作成したものですが、今後の新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものであることを申し添えます。

2. 感染防止のための基本的な考え方

指定管理者は、施設内及びその周辺地域において、当該施設のスタッフ及び利用者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとします。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「3つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とします。なお、大阪府の「大阪コロナ追跡システム」も導入します。

3. リスク評価

指定管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛まつ感染のそれぞれについて、スタッフや利用者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討します。

また事業再開に伴い、③地域における感染状況のリスク評価も必要であることに留意します。

①接触感染のリスク評価

他者と共有する備品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定します。特に高頻度接触部位（テーブル・机、イスの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、ロッカー、自動販売機の自販機ボタン・取り出し口、トイレの便座・便座の蓋、トイレットペーパーのカバーや水洗レバーなど）について評価します。

②飛まつ感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるかなどを評価します。

③地域における感染状況のリスク評価

地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理・運営への影響について評価します。

4. 事業実施に際して講じるべき具体的な対策

①利用中に利用者全員に実施していただく事項

- ・ 利用当日の検温及び体調確認（出発前）・・・※1
- ・ 利用期間中のマスク又はフェイスシールドの着用（屋外、屋内に限らず）・・・※2
- ・ 石鹸による手洗い及び消毒液による手指の消毒の徹底・・・※3

※1…利用の2週間以内に次の症状がある場合は参加しないようお願いします。

- a 平熱を超える発熱
- b 咳、喉の痛みなど風邪の症状
- c だるさ、息苦しさ
- d 臭覚や味覚の異常
- e 体が重く感じる、疲れやすい
- f 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触
- g 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- h 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

※2…屋外で実施する運動やマリンスポーツ中のマスクの着脱は利用団体の判断によるものとしませんが、運動やスポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスク又はフェイスシールドの着用をお願いします。

(※) スポーツ庁健康スポーツ課 事務連絡（令和2年5月22日）

『「安全に運動・スポーツをするポイントは？」の改正について』

屋外でも人が多いところを避け、三つの密（密閉、密集、密接）のいずれかに該当する場所を極力避けるようお願いします。また、公園等で行う場合は、空いた時間、場所を選んでください。このような場所で運動・スポーツを行う場合、マスクを着用するかどうかは、運動・スポーツを行う方の判断とします。なお、マスク（特に外気を取り込みにくいN95等のマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、体温を下げにくくなって熱中症になりやすくなることに注意をお願いします。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないでください。

※3…施設の各所に手指消毒液を設置し、利用者・スタッフ共に手指の消毒を行うこととします。アルコール過敏症の方については、石鹸による手洗いをお願いします。

②利用にあたって準備いただくもの

- ・ マスク又はフェイスシールド（参加人数分と予備分）
- ・ 上ばき（宿泊する場合は参加人数分）・・・※1
- ・ 枕カバーの上に巻くタオル（宿泊する場合）・・・※2
- ・ 体温計（宿泊する場合）・・・※3
- ・ 手指用の消毒液（アルコール60%以上）を入れたスプレーボトル
- ・ プログラム用品や高頻度接触部位等の消毒液（アルコール60%以上又は次亜塩素酸ナトリウム0.05%以上の希釈液）を入れたスプレーボトル・・・※4
- ・ 消毒液拭き取り用の布又はペーパー及び使い捨て手袋

- ・透明又は半透明のゴミ袋・・・※5
- ・緊急車両・・・※6
- ・緊急連絡先リスト・・・※7

※1…上ばきをご準備できない場合はご相談ください。

※2…ウイルス感染予防のため、枕カバーの上にさらに巻いてお使いください。

※3…できるだけ非接触型の体温計をご用意ください。

※4…他者と共有する備品やドアノブ等の消毒をこまめに実施してください。また、研修室を使用される場合は、使用後に机、イス、ドアノブ、電気や空調のスイッチ等をご持参の消毒液で清拭をお願いします。

※5…使用済みのマスクや使い捨て手袋、ペーパー類等をゴミ袋に入れて密閉して縛り、「ゴミ収集所」（宿泊棟は3Fゴミ箱）まで持って行ってください。

※6…夜間等、緊急時の搬送用として可能な限りご準備ください。

※7…体調不良を発症された場合の連絡用に必要です。また提出は不要ですが、利用後1ヶ月以上保存してください。

③施設、設備等の具体的な感染予防対策

施設の下見

- ・下見をご希望される場合は事前予約をお願いします。
- ・下見当日は「①利用中に利用者全員に実施していただく事項」をご確認頂き、できるだけ少人数でお越しください。

利用当日まで

- ・参加者に「①利用中に利用者全員に実施していただく事項」の項目について事前説明をお願いします。

入館時・入館後

- ・利用者の皆様には利用当日の朝（集合前）に検温をお願いします。
 - ・利用時に「①利用中に利用者全員に実施していただく事項」の確認をお願いします。
 - ・施設到着後、利用者の検温結果を事務所にご報告ください。
 - ・入館後、石鹸による手洗い及び消毒液による手指の消毒をお願いします。
 - ・手指の消毒液は宿泊棟各階に設置しています。活動の前後に石鹸による手洗い及び消毒液による手指の消毒をお願いします。
- ※アルコール過敏症の方については、石鹸による手洗いで結構です。

宿泊室の利用時

- ・当面の間、宿泊室の利用は1室あたりの人数を半数程度に制限させていただきます。部屋割りの際にご配慮ください。（使用室数についてはご相談ください。）
- ・各部屋の網戸のある窓を開け、定期的に換気をしてください。

研修室の利用時

- ・研修室を利用される場合はできるだけ密接を避け、間隔を開けてお座りください。
- ・1時間に1回程度、窓を開けて換気をしてください。
- ・使用後は机、イス、ドアノブ、電気や空調のスイッチ等をご持参の消毒液で清拭をお願いします。

入浴時

- ・1度に利用する人数の制限をお願いします。混雑を避け、交代回数を増やすなどして1回当りの人数が少なくなるようご配慮ください。
- ・浴室内及び脱衣室は換気を強化していますが、対人距離の確保をし、会話を控えてください。
- ・スタッフが洗面器、イス等の備品は清拭消毒しています。
- ・食堂横のシャワー室との併用も可能ですのでご相談ください。

【シャワー室】について

- ・食堂横のシャワー室は男女各7名ずつご利用いただけます。
- ・当面の間、シャワー室内のロッカーの使用はできません。着替え、タオル等は名前を書いた袋に入れて、机の上に置いてください。
- ・シャワー室内は常時換気していますが、対人距離を確保し、会話を控えてください。

食堂の利用時

- ・食堂の利用については1度に利用する人数の制限をお願いします。
 - ※1度に食堂を利用する人数は最大170名程度です。交代回数を増やすなどして混雑しないようご配慮ください。
- ・食堂の利用前に必ず石鹼による手洗い及び消毒液による手指の消毒をお願いします。
 - ※アルコール過敏症の方については、石鹼による手洗いで結構です。
- ・食事開始までマスク又はフェイスシールドを着用してください。また、テーブル間の通行や移動時についても着用をお願いします。
- ・密接を避けることから、カウンター前の配膳及び返却については、間隔を1m以上開けて並んでください。
 - ※1m間隔で床に目印を付しています。
 - ※ご飯については密接を避けるため、「おかわり」ではなく、配膳時に大盛や小盛を選んでいただきます。
 - ※全員揃っての「いただきます」、「ごちそうさま」はせず、準備が整った方から食事を開始してください。
 - ※食事中のお茶の提供については、児童生徒ではなく先生等の大人が使い捨て手袋を着用の上、注いでください。
- ・座席は対面を避けて間隔を開けて座り、食事中はマスク又はフェイスシールドを外すため、静かに食べるなど、飛まつによる感染防止に十分ご配慮ください。
- ・使用したトレイ(お盆)については、清拭消毒してから次の利用者に提供します。
- ・利用の都度、テーブルやイス、その他の備品等を清拭消毒します。

【水筒のお茶の提供】

- ・水筒のお茶の提供については、例年、補充用の麦茶を寸胴鍋で提供していましたが、感染予防の観点から補充用にペットボトルの麦茶等を予約販売します。(種類、料金等はお問合せください。)

トイレの使用時

- ・トイレのふたを閉めてから汚物を流してください。
- ・個人用タオルやハンカチ等をご準備いただき、トイレの使用後は石鹼による手洗い及び消毒液による手指の消毒をお願いします。
※アルコール過敏症の方については、石鹼による手洗いで結構です。
- ・常時換気しています。

休憩場所・共有スペースの利用時

- ・施設内の休憩スペース等を使用する場合はマスクを着用してください。
- ・一度に利用する人数を減らし、対面での食事や会話をしないようにしてください。
- ・常時換気しています。
- ・共有する物品（テーブル、イス等）は定期的に消毒しています。

エレベーターの利用時

- ・エレベーターのボタン等は定期的に清拭消毒しています。
- ・できる限り、他の利用者との同乗は避けていただき、エレベーター内が過密状態にならないよう乗車人数に配慮してください。

④プログラム実施時の感染予防対策

マリンプログラム

- ・マリンプログラムについては、新型コロナウイルスの感染防止のため、1回あたりの乗船人数を少なくするとともに、乗船時間を短縮して実施します。
- ・使用艇数や交代時間、乗船人数については参加人数や学年により他団体と調整のうえ決定します。
- ・活動前後は必ず石鹼による手洗い及び消毒液による手指の消毒をお願いします。
※アルコール過敏症の方については、石鹼による手洗いで結構です。
- ・活動中は呼吸困難や熱中症のリスクを回避するため、利用団体の判断によりマスク又はフェイスシールドを外していただいても結構です。種目によって掛け声が必要な場合は高唱を避け、飛まつ感染のない程度とします。（運営スタッフは全員マスク又はフェイスシールドを着用します。）
- ・特に待機している間は身体的距離（最低1m）を確保してください。
- ・熱中症予防のため、活動の前後（種目によっては活動中）に水分補給を行います。
- ・使用備品等、肌に触れる部分については、十分に水洗いをし、乾燥させています。

◎【カッターボート】

- ・カッターボートの実施にあたっては、原則オール1本につき1人とします。
ただし、利用団体の判断により最大定員を以下のとおりとすることを可能とします。

【最大定員】

・9mカッター26人 ・7mカッター20人 ・6mカッター14人

- ・乗船中は対面を避け、船長以外は同じ方向を向いて座ります。（前後の距離は約1m）
- ・1本のオールを2人で漕ぐ場合は、マスクやマウスガードは原則着用してください。
- ・全員での掛け声は避け、船長の号令に合わせて漕いでください。

◎【カヌー】

- ・通常通り実施可能です。
- ・児童生徒の身体的距離が1.5m確保でき、対面で乗船することはありません。

◎【OP】(小型ヨット)

- ・通常通り実施可能です。
- ・児童生徒の身体的距離が1.5m確保でき、対面で乗船することはありません。

◎【エンジン船】(白鳥号等)

- ・乗船人数を通常の定員より少なくして実施します。(20名程度)

◎【いかだ】(6月～10月)

- ・乗船人数を少なくして交代で実施します。(6人乗りに4人程度)

自炊プログラム

- ・身体的距離(最低1m)を確保して実施してください。
- ・活動前後は必ず石鹼による手洗い及び消毒液による手指の消毒をお願いします。
※アルコール過敏症の方については、石鹼による手洗いで結構です。
- ・貸し出し可能な器材 … 鉄板、鍋、やかん、お玉、トング、ピーラー、包丁、まな板等
- ・食器類は当面の間、ご持参ください。… コップ、皿、割り箸、スプーン等
- ・お玉・トングの共用は禁止とします。大人の方が係を決めて行ってください。
- ・バーベキューは大人の方が係を決めて、食器に取り分けてから食べてください。

キャンプファイヤー

- ・身体的距離(最低1m)を確保し、実施してください。
- ・活動前後は必ず石鹼による手洗い及び消毒液による手指の消毒をお願いします。
※アルコール過敏症の方については、石鹼による手洗いで結構です。
- ・キャンプファイヤー時はマスク又はフェイスシールドの着用をお願いします。
※ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してください。その際は、屋内の場合は換気の徹底や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどご配慮ください。

屋内プログラム

- ・身体的距離(最低1m)を確保し、実施ください。
- ・活動前後は必ず石鹼による手洗い及び消毒液による手指の消毒をお願いします。
※アルコール過敏症の方については、石鹼による手洗いで結構です。
- ・屋内プログラム中はマスク又はフェイスシールドの着用をお願いします。
※ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してください。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をお願いします。

⑤施設清掃の作業について(スタッフによる清掃)

客室清掃

- ・手が触れることがない床や壁は通常の清掃を行います。
- ・通常の清掃後、不特定多数が触れるドアノブや手すり等を消毒液で清拭消毒します。

浴室及びシャワー・ロッカー室の清掃

- ・浴室内を換気し、空気を入れ替えます。

- ・脱衣室内の設備・備品を清拭消毒し、机も消毒液で清拭消毒します。
- ・浴槽、シャワー室のカラン、蛇口を消毒液で清拭消毒します。
- ※ロッカーの使用が再開された場合は、扉、レバー、内部を消毒液で清拭消毒します

館内清掃

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れるドアノブやエレベーターのボタン、階段の手すり、ロビー内の家具等は定期的に消毒液で清拭消毒します。
- ・手が触れることのない床や壁は、通常の清掃を行います。
- ・自動販売機のボタン、取り出し口を消毒液で清拭消毒を行います。

トイレの清掃

- ・便器内は通常の清掃を行います。
- ・不特定多数が接触する場所は定期的に消毒液で清拭消毒します。

ゴミの廃棄

- ・ゴミの回収にあたっては、マスク又はフェイスシールドや使い捨て手袋を着用し、ビニール袋で密閉して処理します。
- ・作業後は、石鹼による手洗い及び消毒液による手指の消毒を行います。
- ※アルコール過敏症のスタッフについては、石鹼による手洗いを行います。

⑥スタッフの安全確保のために実施すること

(1) スタッフの健康管理

- ・業務にあたっているスタッフ一人ひとりに対し、体調管理を心がけます。
- ・スタッフ全員の就業前の体温チェックを徹底します（37.5度以上は出勤停止）。
- ・咳エチケット、マスク又はフェイスシールドの着用、石鹼による手洗い・消毒液による手指の消毒を徹底します。
- ・スタッフの家族等、同居者に感染や感染者への接触が判明した場合は、出勤停止とし、他のスタッフとの接触について正確に把握します。
- ・上記のほか、感染者と特定されていなくても、発熱、倦怠感、風邪症状などの体調不良を認める場合には出勤停止とし、自宅で健康管理、もしくはかかりつけ医への受診を行います。

(2) スタッフ等の休憩スペースの衛生管理

- ・使用時にマスク又はフェイスシールドを着用します。
- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにします。
- ・休憩スペースは、常時換気することに努めます。
- ・共有する物品（テーブル、イス等）は、定期的に消毒液で清拭消毒します。
- ・スタッフが使用する際は入退室の前後に石鹼による手洗い及び消毒液による手指の消毒を行います。
- ※アルコール過敏症のスタッフについては、石鹼による手洗いを行います。

(3) 施設のスタッフ等で感染者が発生した場合

- ・保健所からの通知や本人からの連絡によりスタッフの感染が確認された場合は、保健所の指示に従い対応します。または感染拡大の恐れがある場合は大阪府と協議のうえ、速やかに休業を行い、保健所の指示に従い対応します。

⑦利用期間中に体調不良者が発生した場合

- ・利用中に発熱や風邪の初期症状、強い倦怠感等の症状が現れた場合は、新型コロナウイルスによる感染リスクを想定し、以下の手順で対応させていただきます。
- ・利用期間終了後、発症者の経過をお知らせください。医療機関を受診された場合は、診断結果についてもお知らせ願います。

【体調不良者】への対応

①事務所に連絡

- ・体調不良者の安全を確保し、携帯電話を使って事務所に所在地や症状等、その場の状況をお知らせください。【事務所 Tel : 072-494-1811】

②移動経路

- ・スタッフが待機場所まで誘導します。他の参加者との接触を避けるため、できるだけ屋外を移動します。
- ・対応時にはマスク又はフェイスシールドを着用します。

③待機場所

- ・発症者は研修棟2Fの研修室（日本海）に移動して安静にしてください。
また、同室者については特に体調に異常のない場合は活動を継続してください。

④処置

- ・発症者の処置については、以下の関係機関と連携のうえ対応します。
 - (1)…「泉佐野保健所」 [Tel:072-462-7701](tel:072-462-7701)（土日祝 24h 対応）
 - (2)…「大阪府新型コロナ受診相談センター」 [Tel:06-7166-9911](tel:06-7166-9911)
（土日祝 24h 対応）

※ただし、緊急を要する場合は直ちに救急車を要請します。